

障害者の意思疎通支援に係る取組状況について

令和4年6月、「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」を制定したことをふまえ、条例に基づく取組の実施状況を報告する。

1 意思疎通支援に関わる主な取組

(1) 手話通訳者派遣・要約筆記者派遣

- ・聴覚障害者の団体または個人の社会活動に手話通訳者・要約筆記者を派遣
- ・東京都手話通訳等派遣センターに委託して実施

| | 練馬区登録手話通訳者数(人) | 手話通訳者派遣延数・区(人) | 手話通訳派遣延数・センター(人) | 要約筆記者派遣延数(人) |
|---------|----------------|----------------|------------------|--------------|
| 令和3年度実績 | 60 | 2,090 | 866 | 236 |

(2) 手話通訳者設置事業

- ・区役所本庁舎、総合福祉事務所、障害者地域生活支援センターに定期的に手話通訳者を設置
- ・令和3年度実績：設置回数 344 回
- ・令和4年度実績（令和4年4月～令和5年1月）：設置回数 287 回

(3) 手話講習会

- ・手話ボランティア、手話通訳者の養成、中途失聴者・難聴者に対する手話の習得を図る講習会
- ・令和3年度実績：修了者 17 人

2 令和4年度における新たな取組

(1) タブレット等を活用した遠隔手話通訳の実施

- ・タブレット等を利用して、区窓口において職員と来庁者の会話を手話オペレーターが通訳して必要な手続きを進める。
- ・実施窓口：区役所（練馬庁舎）、総合福祉事務所、保健相談所、区民事務所等
- ・開始時期：令和4年10月

(2) 障害者 I C T相談窓口の開設

- ・中村橋福祉ケアセンターに相談窓口を設置
- ・イラスト・文字で会話を補助するアプリやパソコンを視線の動きで操作できる機器など、意思疎通を助けるツールの相談や体験、貸出、操作方法のサポートを行う。
- ・必要に応じ、連携する地域団体（NPO法人練馬ぱそぼらん、NPO法人 I C T救助隊）が自宅に訪問して機器のセットアップ等を支援

- ・毎週水曜日、午前9時～午後5時（メールやFAXは随時）、相談を受け付ける。
- ・開始時期：令和5年1月

(3) 障害者とのコミュニケーションガイドブックの作成

- ・区民・事業者向けに、様々な生活場面ごとに具体例を示したガイドブックを作成
- ・区民事務所、地区区民館、図書館、総合福祉事務所、障害者地域生活支援センター、保健相談所、区民情報ひろば等で配布
- ・配布時期：令和5年2月

(4) その他

- ・条例普及啓発リーフレットを作成し、練馬まつり、区役所アトリウムパネル展等において、区民への条例の内容の周知を行った。
- ・練馬福祉人材育成・研修センターの研修において、区民・事業者や医療機関を対象に条例について周知を行った。

3 令和5年度における新たな取組（予定）

(1) 令和5年度（2023年度）練馬区当初予算案記者発表資料「障害者の意思疎通支援の充実」のとおり（26ページ）

(2) その他

令和4年度に引き続き、区役所パネル展示など機会を捉え、条例の周知を行う。

また、手話が言語であることの普及に関する取組として、手話言語に関するパネル展示を行う。